

-
- 5 FATFは、1989年のアルシュ・サミット経済宣言に基づいて設立された。本稿執筆時点で39か国・地域、2国際機関が加盟している。EUでは、ドイツ、フランスなど14か国に加え、欧州委員会もメンバーである。
 - 6 FATFは日本に対する4回目の実地審査を19年10～11月に実施した。コロナ危機の影響で作業進捗に遅れが生じているものの、評価報告書は、20年10月のFATF総会を経て、同年末頃に公表される見込みである。
 - 7 国家元首、閣僚等の重要な公的地位にある者が、贈収賄、横領等の不正を通じて得た資金を洗浄した場合、職務上の地位等から、犯罪行為が判明し難いことを踏まえた対策。
 - 8 16年、パナマの法律事務所から流出した内部文書により、世界中の政治家、富裕層等の租税回避地を通じた課税逃れや資産隠しが明らかになった。
 - 9 Regulation (EU) 1093/2010を指す。
 - 10 ESAのうちESMAには、罰金を科す権限が既に備わっている。
 - 11 例えば、ドイツのFIUは連邦刑事庁 (Bundeskriminalamt) 内に置かれているのに対し、フランスのFIUは財務省内に置かれている。
 - 12 Delegated ActやImplementing Actを想定。これらは閣僚理事会や欧州議会と調整した上で、最終的には欧州委員会が単独で採択可能。
 - 13 20年5月13日付Politico報道を参照。
 - 14 20年1月4日付 Bruegelブログ“A European anti-money laundering supervisor: From vision to legislation”を参照。
 - 15 意思決定は可能な限り市民に近いレベルで行われるべきであり、加盟国レベルでは目的が十分には達成できない反面、共同体レベルではより良く達成できる場合に限り、EUとして行動をとるべきことを定める。
 - 16 EUが目的を達成するのに必要な範囲を超えて権力を行使しないよう、達成されるべき目的とそのために取られる手段との間でバランスをとらなければならないことを定める。
 - 17 ドラギ総裁 (当時) による19年6月6日の記者会見等を参照。
 - 18 もっとも、法執行に関しては、20年11月に発足する欧州検察局 (European Public Prosecutor’s Office, EPPO) の所掌を現在予定されているEU予算に対する詐欺等の監視にとどめるのではなく、AML全般を含める形で拡大すべきと主張している。
 - 19 07年に発足。本稿執筆時点の加盟FIU数は164。現議長 (暫定) はオランダのVerbeek-Kusters女史。事務局はカナダに所在。
 - 20 エストニア、ポーランドおよびハンガリーは両案件に対して否定的な立場を表明している。
 - 21 20年5月、ドイツのメルケル首相とフランスのマクロン大統領は、コロナ危機からの復興基金の原資とするべく、ユーロ共同債の大規模な発行を提案した。本提案は同7月の欧州サミットで合意されたものの、各加盟国議会による批准等がまだ完了していない。
 - 22 20年4月17日付S&P社記事“Banks face elevated money-laundering risks amid coronavirus crisis”などを参照。
 - 23 20年3月31日付EBA声明“EBA statement on actions to mitigate financial crime risks in the COVID-19 pandemic”を参照。
 - 24 例えば、GDPRの第6条第1項第f号が定める「合法的な利益 (legitimate interests)」がAML捜査目的での個人データ活用の際してどの程度援用されるのか、といった点の明確化が必要と指摘されている。